

第 1 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成20年4月24日

開 会 中

場 所 第 5 委 員 会 室

平成20年4月24日（木曜日）

午前10時41分開議

午前10時45分休憩

午前10時47分開議

午前11時0分閉会

本日の会議に付した事件

正副委員長互選

議案第1号 専決処分の報告及び承認についてのうち

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

出席委員（8人）

委員長 吉 永 和 世

副委員長 森 浩 二

委員 山 本 秀 久

委員 児 玉 文 雄

委員 鬼 海 洋 一

委員 吉 田 忠 道

委員 淵 上 陽 一

委員 上 田 泰 弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 松 永 卓

総括審議員兼

次長 中 村 寧

次長 富 田 耕 司

次長 岩 下 修 一

土木技術管理室長 田 口 覺

監理課長 鷹 尾 雄 二

用地対策課長 清 田 隆 範

土木技術管理室副室長 村 上 洋 幸

首席土木審議員兼

道路整備課長 戸 塚 誠 司

道路保全課長 西 山 隆 司

河川課長 野 田 善 治

港湾課長 大 塚 徹

都市計画課長 船 原 幸 信

新幹線都市整備課長 佐 藤 國 一

下水環境課長 中 庭 安 一

建築課長 生 田 博 隆

営繕専門監 平 野 和 実

住宅課長 小 林 至

砂防課長 福 岡 健 吉

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦

政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄

午前10時41分開議

○徳永議事課課長補佐 担当書記の徳永と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、最初の委員会でありますので、まず、正副委員長の互選をお願ひいたします。

委員会条例第6条の2第2項の規定によりまして、年長の委員に委員長互選の職務を行っていただくことになっております。

本日の年長の委員は山本委員でございます。それでは、山本先生よろしくお願ひいたします。

○山本秀久年長委員 それでは、ただいまから第1回の建設常任委員会の開催に当たりまして、私が年長でありますので、委員長互選の職務を行いたいと思ひます。

まず、委員長互選の方法につきましては、指名推選と投票がございますが、本日は指名推選で行いたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本秀久年長委員 御異議なしとのお言葉でございます。よって、委員長互選の方法は指名推選により行いたいと思います。

どなたから指名していただけますでしょうか。

(「年長委員一任」と呼ぶ者あり)

○山本秀久年長委員 年長委員一任でよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本秀久年長委員 それでは、私の方から吉永委員を指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本秀久年長委員 では、これで私の職務は終わりますので、よろしく願いいたします。

(年長委員退席、委員長着席)

○吉永和世委員長 ただいま、委員長に選任いただきました吉永でございます。

ことし1年間、誠心誠意、円滑な委員会運営に努力してまいりますので、どうか先生方の御指導、御鞭撻を賜りますように、よろしく願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

それでは、引き続き副委員長の互選を行います。

副委員長互選の方法につきましては、指名推選と投票がございますが、本日は指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選により行うことといたします。

どなたから指名していただけますでしょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 委員長一任という声がありますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。それでは、副委員長に森委員を指名したいと

思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、森委員が副委員長に決定いたしました。

森副委員長は、副委員長席へお願いいたします。

(副委員長着席)

○森浩二副委員長 ただいま、副委員長に選任いただきました森でございます。

委員長の補佐として、円滑な委員会運営のため努力してまいり所存でございますので、委員各位にも御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。簡単ですが、あいさつとさせていただきます。(拍手)

○吉永和世委員長 ここで、付託議案の審査を行うため、執行部の入室を求めますので、暫時休憩をいたします。

午前10時45分休憩

午前10時47分開議

○吉永和世委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほど、委員長に選任をいただきました吉永でございます。

ことし1年間、森副委員長とともに、誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。委員の先生方におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきますように、よろしく願い申し上げます。また、土木部長を初めとします執行部の皆様方におかれましても、御協力のほどをよろしく願いを申し上げます。簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。

続きまして、副委員長からあいさつをお願い

いたします。

○森浩二副委員長 先ほど、副委員長に選任いただきました森でございます。

今後1年間、吉永委員長を補佐し、一生懸命、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。委員各位、また執行部の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

○吉永和世委員長 ここで、執行部の幹部職員の紹介をお願いしたいところでございますが、今回は、議案の説明を行う方のみ説明に先立ち自己紹介を行っていただきたいと思っております。なお、その他の幹部職員の方々につきましては、お手元に配付しております名簿のとおりであります。

また、本日の委員会出席者は、議案関係課以外は課長以上の役付職員のみといたしております。

この1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思っております。

それでは、土木部長から総括説明を行い、続いて関係課長から説明をお願いいたします。

○松永土木部長 4月16日付けで土木部長を拝命いたしました松永でございます。よろしくお願いいたします。

御承知のとおり、県の財政状況も厳しく、土木行政を取り巻く状況も大変厳しいものがあります。特に道路特定財源につきましては、暫定税率を含む税制改正関連法案等が平成19年度内に成立せず、暫定税率や地方道路整備臨時交付金制度が失効する事態となつて

おります。このような事態が長期化すれば、年間約100億円の減収となる見込みであり、道路整備や九州新幹線の全線開業を見据えた連続立体交差事業等にもおくれが生じかねない状況と、大変憂慮しております。

このため、関連法案を速やかに成立させるとともに、法案成立までに生じる歳入欠陥について対策を講じるよう、国等に対し、さらに強く訴えているところでございます。

このように、道路関係を初め、社会基盤の整備には非常に厳しい環境にありますが、精いっぱい頑張つてまいりますので、委員各位の御支援、御指導をよろしくお願いいたします。

それでは、今回の臨時県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案といたしましては、平成19年度一般会計補正予算の専決処分報告及び承認について1件の御審議をお願いしております。

また、報告案件につきましては、県営住宅の明け渡し請求及び延滞家賃等支払い請求に係る訴えの提起及び和解の申し立ての専決処分報告についての2件について御報告させていただきます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 引き続き、関係課長から説明をお願いいたします。

第1号議案、鷹尾監理課長。

○鷹尾監理課長 監理課長の鷹尾でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に入らせていただきます。

お手元に、説明資料といたしまして御用意をさせていただいております建設常任委員会

説明資料により御説明をさせていただきます。1ページをお開きいただきたいと思います。

○吉永和世委員長 座って結構です。

○鷹尾監理課長 着席して説明させていただきます。

1ページは、平成19年度予算資料でございます。このページは、土木部全体の予算額の状態を記載しておるところでございます。

今回の専決処分はすべて財源更正でございますので、上の表の2段目、今回補正額の欄でございますが、こちらはゼロとなっております。次に、2ページをお願いいたします。

平成19年度予算3月専決処分総括表でございます。

今回の専決処分の対象となります課は、道路整備課初め合計4課でございますが、すべて同じ財源更正でございますので、監理課で一括して説明をいたします。

今回の専決処分は、先ほど申し上げましたとおり、財源更正に伴う補正であり、補正額はゼロでございます。

右の欄の補正額の合計欄の方をごらんいただきたいと思っております。

財源内訳を記載いたしておりますが、地方債が8億7,890万円の増額、その他は4,500万円の減額、一般財源は8億3,390万円の減額となっております。

財源更正を行いました理由は、事業ごとの県債の額の確定に伴いまして財源を更正するものでございます。

3ページ以降に各課ごとの詳細を記載いたしておりますが、すべて財源更正でございますので、説明の方を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小林住宅課長 この4月1日に住宅課長を

拝命いたしました小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回2件の専決処分の御報告をさせていただきます。

まず、お手元の説明資料の7ページをごらんいただきたいと思います。着席して御説明させていただきます。

報告第1号の専決処分の報告は、県営住宅の明け渡し請求及び延滞家賃等の支払い請求を行うものでございます。

7ページから8ページに掲げております19名は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的に滞納解消が見込めないものでございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。今回の訴訟に係るデータ及びこれまでの訴訟の実施状況を掲げております。

今回の19名の滞納総額は489万6,600円となっております。

県営住宅の家賃滞納解消のために、滞納の発生防止あるいは短期滞納者の常習化防止とともに、これまでも悪質な長期滞納者に対しまして、厳正に対処し、法的措置を講じてきたところでございます。今回は、34回目の明け渡し等を求める訴えを熊本地方裁判所に提起する専決を行ったものでございます。

続きまして、11ページをごらんください。

報告第2号の専決処分報告は、県営住宅の延滞家賃等の支払いにつきまして、起訴前の和解をしようとするものでございます。

11ページから12ページに掲げております11名は、6カ月以上または10万円以上の滞納者で、自主的な滞納解消が見込めるものでございます。

先ほどの第1号報告の対象者と異なりまして、滞納解消のための家賃納付を誓約する意思を示しているため、訴訟を提起する前に裁判所が関与するもとの、今後の支払い方法等につきまして即決和解の申し立てを行うものでございます。

この和解の方法は、判決と同様の効果が期待できるものでございまして、より迅速かつ効率的に強制力を伴う手段を確保していくものでございます。

13ページをごらんいただきたいと思いません。

今回の即決和解に関するデータ及び実施状況を掲げております。11名の滞納総額は211万5,400円となっております。今回は、7回目の即決和解の申し立てを熊本簡易裁判所に行うための専決を行ったものでございます。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部からの説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、今回の委員会は、本会議を休憩しての委員会でありますので、審議を効率的に進めるため、質疑は付託議案に関するもののみに限らせていただきます。

質疑はありませんか。

○児玉文雄委員 ちょっと参考まで。

この裁判は、大体——即決和解の場合は1回で済むでしょうけど、それ以外の立ち退き、滞納者に対する判決まで持っていった場合、大体何回ぐらいかかっておりますか。

○小林住宅課長 今御質問のありました件ですが、訴訟を起こしまして——この19名につきましては1回ですべてを終わります。

大体今までの例で申し上げますと、提訴いたしまして、途中でお支払いになる方もいらっしゃるし、強制執行まで行くものが、約30%でございます。

○児玉文雄委員 裁判は全部1回で終わるの。1回じゃないでしょう。やっぱり何回かかっているでしょう。

○小林住宅課長 訴訟に関しまして、訴えにつきましては1回でございます。

○児玉文雄委員 それなら、提訴してから強制執行するまでの期間はどれぐらいかかるの。

○小林住宅課長 今現在、私どもでやっておりますのが、5月とそれから12月でございますが、年2回提訴を行っておりまして、大体半年ぐらいで結論をいただいているところでございます。

○児玉文雄委員 それなら、わかりました。

○吉永和世委員長 ほかにございせんか。——なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号について採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、採決します。

議案第1号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、これをもちまして本日の建設常任委員会を閉会します。委員各位、執行部の皆さん、大変お疲れさまでございました。

午前11時0分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長